

## 令和6年(2024年)第1回ニセコ町議会臨時会

令和6年(2024年)2月22日(木曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 6 承認第 3号 専決処分した事件の承認について  
(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 7 議案第 1号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算

### ○出席議員(10名)

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 高瀬浩樹  | 2番 大野幹哉  |
| 3番 高木直良  | 4番 榊原龍弥  |
| 5番 前原孝植  | 6番 小松弘幸  |
| 7番 斉藤うめ子 | 8番 木下裕三  |
| 9番 篠原正男  | 10番 青羽雄士 |

### ○欠席議員(0名)

### ○出席説明員

- |           |       |
|-----------|-------|
| 町長        | 片山健也  |
| 副町長       | 山本契太  |
| 会計管理者     | 加藤紀孝  |
| 総務課長      | 福村一広  |
| 防災専門官     | 青田康二郎 |
| 税務課長      | 鈴木健   |
| 町民生活課長    | 富永匡   |
| 保健福祉課長    | 桜井幸則  |
| 農政課長      | 中川博視  |
| 農業委員会事務局長 |       |

農政課参事	山田浩二
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	阿部信幸
商工観光課参事	三上進
都市建設課長	橋本啓二
上下水道課長	石山康行
総務係長	樋口範幸
財政係長	浅井理登
教育長	片岡辰三
学校教育課長	淵野伸隆
町民学習課長	中村正人
こども未来課長	齊藤徹
学校給食センター長	三橋公一
有島記念館長	寺島弘道
代表監査委員	佐竹三郎

○出席事務局職員

事務局長	高瀬達矢
書記	佐藤秀美

◎開会の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は 10 名です。  
定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 1 回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定により、議長において、8 番、木下裕三君、9 番、篠原正男君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

- 議長（青羽雄士君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日間と決しました。

◎日程第 3 諸般の報告

- 議長（青羽雄士君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、黒瀧敏雄君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、農政課参事、長田陽介君、商工観光課長、阿部信幸君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長・町民学習課長、淵野伸隆君、こども未来課長、齋藤徹君、学校給食センター長、三橋公一君、有島記念館長、寺島弘道君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号から日程第6 承認第3号

○議長（青羽雄士君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件から、日程第6、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件まで、3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） おはようございます。本日1日よろしく願いたします。

タブレットの方ですが、2024年（令和6年）第1回臨時会、タイトルのあたまが002のファイルをお開きいただきたいと思います。

これからご説明申し上げる承認第1号から3号は、本来議会において議決いただく事件について、議会開催のいとまが無い場合など特定の場合、町長が議会に代わって事件の処分をすることができる、いわゆる専決処分です。

日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）ご説明いたします。こちらは令和5年12月25日に行った専決処分です。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和6年2月22日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページでございます。こちらが令和5年12月25日付での専決処分書でございます。

5ページでございます。議案本体でございます。

令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ449万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,912万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月25日、ニセコ町長 片山健也。

6ページをお開き下さい。第1表 歳入歳出予算補正から8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入まで記載のとおりです。

9ページ、今回の専決補正額を記載しておりますが、合計449万9,000円で、財源については全て一般財源として地方交付税を充当いたします。これにより地方交付税の留保額は4,747万8,000円となります。

それでは、10ページをお開き下さい。歳入でございます。今回の財源はすべて地方交付税で賄います。

11ページ、歳出でございます。3款1項2目老人福祉費、18節のニセコハイツ・デイサービスセ

ンター設備更新等事業補助 57 万 2,000 円。デイサービスセンター浴室に施設建設当初から設置していた入浴補助装置（介助リフト）が故障し取り外しました。これにより浴室への転倒事故等の危険があることから、新たに手摺を設置し安全確保を早急に行う必要があります、専決で実施したものです。

12 ページ、6 款 1 項 8 目 14 節のたい肥センター攪拌機修繕工事 126 万 5,000 円です。町の堆肥センターのロータリー攪拌機軸受ベアリングの修繕については既に補正措置を行っており、ベアリングの交換を実施しようとしたところ軸が摩耗等により変形しており、新たに軸の交換を要することが判明したため、既に始めている作業にあわせ早急に対応する必要があります、この交換に係る経費を追加で専決補正させていただくものでございます。

続きまして 13 ページ、8 款 7 項 1 目 14 節の公営住宅営繕工事 266 万 2,000 円は、入居者の退去に伴う町営住宅富士見団地 3 号棟及び 4 号棟の計 2 室について、住宅不足の中、町民の皆さんへの提供を急ぐため、壁や床などの内部補修にかかる経費を専決で補正したものでございます。ちなみに 3 号棟で 172 万 7,000 円、4 号棟で 93 万 5,000 円、合わせて 266 万 2,000 円の専決補正でございます。

承認第 1 号の説明は以上ですが、専決補正の内容を説明した補正予算資料№1 につきましては、タブレットのタイトル番号のあたみが 003 に収納してございますので、後ほどご覧頂きたいと存じます。

続きまして 15 ページ、日程第 5、承認第 2 号 専決処分した事件の報告について（令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算）ご説明いたします。こちらは令和 6 年 1 月 11 日に行った専決処分でございます。

承認第 2 号 専決処分した事件の報告について（令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算）。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めます。

令和 6 年 2 月 22 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページでございます。こちらが令和 6 年 1 月 11 日付での専決処分書でございます。

次のページでございます。議案本体でございます。

令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 630 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 億 7,543 万 1,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 月 11 日、ニセコ町長 片山健也。

20 ページをお開き下さい。第 1 表 歳入歳出予算補正から 22 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入まで記載のとおりです。

23 ページ、今回の専決補正額を記載しておりますが、合計 630 万 7,000 円で、財源については全て一般財源として地方交付税を充当いたします。これにより地方交付税の留保額は 4,117 万 1,000 円

となります。

それでは、24 ページをお開き下さい。歳入でございます。今回の財源はすべて地方交付税で賄います。

25 ページ、歳出でございます。2 款 1 項 6 目企画費の歳出について、全体で 400 万円を補正しております。これは当初 3,000 万円を想定していたふるさと納税の寄付金額が既に 5,000 万円を超えており、これにかかる返礼品費用として 7 節報償費で 300 万円の増額、同じく返礼作業に伴う業務委託費として 12 節に 100 万円の増額をしております。この他、後ほど承認第 3 号でもご説明しますが、ふるさと納税を受付けるポータルサイトへの手数料として 15 万円を補正しており、ふるさと納税に関するこの度の専決補正は全体で 550 万円となります。

なお、歳入である寄付金額の増額補正は、例年、額が確定する 4 月以降に補正いたします。

26 ページになります。3 款 2 項 1 目 11 節子ども医療費審査手数料 15 万円は、診療件数の増加に伴い手数料が不足することから増額しております。

27 ページ、10 款 2 項小学校費、1 目 10 節修繕料 62 万 9,000 円は、12 月に実施した消防設備点検でニセコ小学校の火災報知器及び防火戸について指摘事項があったため、修繕に係る経費を補正するものです。内訳は感知器交換修繕 24 万 5,000 円、防火戸補修修繕 3 台で 38 万 4,000 円です。

その下、5 項 1 目幼児センター費の燃料費 152 万 8,000 円は、幼児センターの冬期燃料費（ガスボイラー）について、新しく設置したガスボイラーの年間を通じた利用について当初予算では少ない見込みで計上していたため燃料費が不足となることから、当初使用見込みと実績の差額分について補正するものです。

このほかに専決補正の内容を説明した補正予算資料No.2 をタブレットの 003 に収納してございますので、後ほどご覧頂きたいと存じます。承認第 2 号の説明は以上でございます。

続きまして、29 ページ、日程第 6 号、承認第 3 号 専決処分した事件の報告について（令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算）説明いたします。こちらは、令和 6 年 2 月 7 日に行った専決処分です。

承認第 3 号 専決処分した事件の報告について（令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算）。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページでございます。こちらが令和 6 年 2 月 7 日付での専決処分書でございます。

次のページでございます。議案でございます。

令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 834 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 億 8,377 万 4,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月7日、ニセコ町長 片山健也。

34ページをお開き下さい。第1表 歳入歳出予算補正から36ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入まで、記載のとおりです。

37ページ、今回の専決補正額を記載しておりますが、合計834万3,000円で、財源については全て一般財源として地方交付税を充当いたします。これにより地方交付税の留保は3,282万8,000円となります。

それでは38ページをお開き下さい。歳入でございます。今回の財源はすべて地方交付税で賄います。

39ページ、歳出でございます。

2款1項6目11節手数料150万円は、承認第2号でご説明しましたふるさと納税額の増額に伴う返礼品を受け付けるポータルサイトへの手数料の増額です。

40ページ、7款1項2目観光費は全体で121万円の補正です。まず、時間外勤務手当22万9,000円は、令和6年1月18日付人事により商工観光課主任を保健福祉課兼務としました。当該職員については、保健福祉課所管の給付金事業なども併せて担うため、これに伴い商工観光課職員の時間外対応が増加する見込みであることから不足見込み額を補正いたしました。

その下、管理作業手数料68万4,000円は、道の駅ニセコビュープラザのショップ5店舗のうち1店舗が令和5年11月をもって退去となり、その後の利用については道の駅の再整備を計画しているなかで大きな投資を伴う新規店舗募集は行わず、簡易的な内装改修により従来より不足している屋内滞在スペース・交流スペース・イベント出展にも対応できる空間を作る手数料でございます。また、できる限り地域木材を活用した空間となるよう、内装改修作業を実施するという予定でございます。その下の廃棄物処理手数料7万7,000円と観光施設整備原材料22万円は、内装改修にともなう廃棄物処理費用と地域木材を活用するための原材料費となります。

続きまして41ページ、8款7項1目14節公営住宅営繕工事56万5,000円は、現在空き室となっている本通A団地6号棟101号室において、屋根からの落雪により窓ガラスが破損し、早急に修繕が必要なことから増額補正いたしました。

42ページ、10款7項3目14節給食センター営繕工事14万3,000円は、令和6年度に児童生徒数が増加することにより食缶用消毒保管機1台を配膳保管室に増設するため、200V電源を増設する工事費用です。その下、一般備品492万5,000円も令和6年度に児童生徒数が増加するための対応です。内訳は食缶を熱風で乾燥させる食缶用消毒保管機の空き容量が不足することから、消毒保管機1台を配膳保管室に増設します。これが198万円。業務用冷蔵庫1台99万円、業務用冷凍庫110万円、麺調理用大型ザル31万5,000円をはじめ、このほか牛乳箱3箱、各種食管や食器用箱など合計で492万5,000円の補正となります。

最後に43ページから44ページにかけての給与費明細書ですが、今回時間外手当を補正したことにより内訳が変更となることから、これを掲載しております。

このほか、この専決補正の内容を説明した補正予算資料No.3は、タブレットの003にございますの

で後ほどご覧ください。

承認第3号の説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

篠原議員。

○9番（篠原正男君） 幼児センター費のボイラー新設に伴っての補正予算について質問をさせていただきます。当初予算では令和4年度で214まん延程度、それから令和5年度は200万7,000円程度の当初予算を組んで、今回152万9,000円の補正をするということですが、全く新たな施設を設けてこのようなことになったのか、もう少し具体的に内容を説明いただきたいと思います。

○こども未来課長（齋藤徹君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えします。

今回の補正予算、当初予算200万円だったところが最終的に352万8,000円程度になるということです。ガスボイラーについては令和4年10月に従来の灯油ボイラーから入れ替えて導入がされたところで、今年度については通年での利用が初めてになります。

令和5年度当初予算策定時においては、灯油使用時にかかっていた燃料費よりも価格変動の影響が少ないガスのほうがある程度低価格で収まると考えられていて、ガスの納入事業者に灯油と同等の使い方をした場合の価格を計算してもらい参考にしたというところでもあります。ただ、令和5年度の予算計上する際には、灯油のときの合計金額をもとに前々年度とか前年度の実績からガスの返還も見込んで算出してきましたが、コロナ禍当初の単価の安い頃の灯油単価も平均に含めて算出してしまったという現状がありました。それが今回の差をうんでしまった要因と考えられます。特に新しい施設をつくったから増えたということではなく、結果的にその見込みが大きく異なってしまう、このような心配やお手間をとらせてしまったこと大変申し訳なく考えております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） よろしいですか。

○9 番（篠原正男君） はい。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

齊藤議員。

○7 番（齊藤うめ子君） 26 ページの子ども医療費審査手数料ってありますけれども、内容というんですか、もう少し説明していただきたいなと思ってます。審査手数料が増えたということは、医療を受ける子どもたちも増えた結果なのか、その内容について伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。当初予算では年間の審査手数料 36 万 6,000 円を見込んでおりました。件数でいうと月 460 件、12 か月分で見込んでおりましたが、実績として 11 月までの累計でいくと月 650 件程度となっているということで、その差額分の補正となっております。

なお、この審査支払い手数料というのは、国保連、それから支払い基金のほうにレセプトが上がって、その 1 件ごとの請求に係る支払い手数料となっております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7 番（齊藤うめ子君） ちょっと早口で理解できなかったところがあるんですけども、当初は 36 万予算組んでたので 460 件、それが増えたということなんですけれども、私が伺いたかったのは受診する生徒の数も当然増えてきてるってということになるかと思うんですけども、対象の児童生徒数がどういう割合になってるのかなと思って、それを伺いたいですけれども。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの質問にお答えいたします。内訳というのは、この時点ではレセプトを 1 件 1 件拾うわけにはいかないのを把握してございませんが、ニセコ町が子ども医療費として支援してる部分が 18 歳までの無料化というのはご承知かと思います。それに係る件数が増えたということでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7 番（齊藤うめ子君） 件数が増えたということですけども、それは今把握してないと。子どもの年齢、例えば小学生とか中学生とか高校生の中で高校生が増えたとか、そういうことは把握はできてるんでしょうか。例年に比べて審査手数料が増えた理由の中には、確かに医療費が増えたということがあると今おっしゃったと思うんですけども、その割合というのは把握はできていますか。再度同じような内容になってごめんなさい。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 現在、うちのほうで何歳の子が何回受けた、病院に行ったという詳細は把握はしてございません。また把握する必要が見当たらないところではございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 私は後志広域連合の連合長をやっておりますが、今回の北海道も全体がそうでありまして、コロナ禍が終わって子どもたちのコロナも含め、通常の一般的な病気の件数、受診

件数が実は相当増えており、北海道全体の国保医療費も増大傾向ということになっております。子どもや高齢者に限らず、全般的に増えているというような事情にありますのでよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 2つ質問させていただきます。

ひとつは先ほど給付金等の実務が大半ということで、商工観光課職員を兼務で保健福祉課に勤務させるということですが、こういった業務の増加に伴う対応について、よその課から兼務で対応するというケースは過去にどのぐらいあったか。あるいは、今回の場合、本人の了解も含めた手続きというのはどのような手続だったのかお聞きしたいと思います。

それから2点目は、給食センターの対象生徒数が今後増えるということがありまして、先ほどの説明のとおり備品を新しく入れるということですが、従来から給食センターの面積といいますか、スペースが非常に狭いと聞いてるんですけども、今回の設備導入によって、そのスペース上の問題が起きていないかどうかお尋ねいたします。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） まず、私のほうから今回の兼務の発令ということについてお答えいたします。これまでも何件ということはここでは申し上げられませんが、必要に応じて各課の応援を含めた兼務ということはさせていただいております。それから、兼務発令しないまでも、例えば多くのイベント開催、例をあげますとニセコマラソンですとか、様々なものも含めて、これらは各課応援のもとに一丸となってやらなければならないぐらいの規模でございますので、そういうことについても相互に協力しながら実施するというところでやらせていただいております。

今回の兼務についての本人の了解というようなお話をいただきましたが、それについてはもちろん担当課含めてお話をさせていただいた中で、兼務発令をしております。それから、こういった取組、動きということについては、単純に縦割りで仕事をするということではなく、互いに協力しながらやっていくという意味においては、今後もっとももっとこういう形も増えてくるのではないかと考え

るところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（三橋公一君） 高木議員の質問にお答えさせていただきます。給食センターのスペースの問題につきましては確かにありますが、今の給食センターが建築されたときの調理の対応可能数は560食ということで設計をされておりまして、今年度は最大でも550食程度の給食の調理を行っております。今後児童生徒数が増えてくると、調理の対応可能数を超えるということも想定されますが、先日給食センター内で調理員さんも含めて、どのくらい調理ができるかということで確認をさせていただき、600食少しぐらいはいけるかなということの確認をしております。今回、備品のほうを補正予算で専決いただきまして追加させていただくんですが、確かに備品を置くスペースもかなり限られてきておりまして、今回はいろいろとやりくりをしながら設置をするということになります。これ以上また備品を設置するということになりますと、給食センター自体のスペースとしては確かに狭いということもありますが、何とかやりくりをしながらやっていきたいとは考えております。ただ、今後どんどん児童生徒数が増えていくとなるとやはり限度もございますので、それが分かった段階では何らかの対策が必要になるかなとは考えておりません。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 最初の兼務の件なんですけど、先ほどのご説明では超過勤務を増やすと手当を増やすということの背景に、聞き違いかもしれませんが、原課の仕事もあるということで、その分オーバーワークといいますか、それに対処するための時間外というふうに聞こえたんですが、それは違うのかどうか、あるいはそういった原課の仕事もこなしながらということが前提なのか、再確認させていただきます。

それから、2点目の給食センターのスペースの問題についていろいろご説明いただきました。ただ、私が危惧しますのは、こういった機材が増えていくというのはやむを得ないとして、労働環境として作業が非常にしづらくなることによる何らかのトラブルの発生、事故がなければよろしいんですけども、そういう心配は今のところないのかどうか、確認させていただきます。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 今回補正予算でも説明させていただきますが、今年度において去年ですけれども3万円の給付、それから12月に7万円の給付というのを決めさせていただきました。今、そのほかに新たにプラス4本の給付があるということで、急に決まって急に実施せよということなものですから、自治事務でありながらいかなるものかと思っているものの必ずやらなければならないので実施をしますけれども、その際に福祉課のほうでちょっと厳しいということもございまして、商工観光から兼務で実施をさせようというかたちに配置をいたしました。分かりやすく言えば、そうすることによって兼務する職員はいままで商工観光課に一人工であったものが商工観光に半分、福祉に半分ということで、商工観光の仕事についても手薄にならざるを得ないところがあると思います。その部分は時間外で対応させようということで、時間外が多少増えるということはありませんけれども、それは私どもも含めて労務管理のほうはしっかりとしながら、時間外対応で頑張りたいということで配置をしているという中身でございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（三橋公一君） 高木議員の再質問にお答えさせていただきます。給食センターの調理員さん方の労働環境につきましては、今現在特段のトラブルはございません。ただ、調理員さんたちは朝8時から調理を開始いたしまして、だいたい10時ぐらいには全学校の調理が終わるようなかたちで進めておりまして、約2時間で全生徒の給食の調理を終えると。そのあと各学校へ配膳するための給食を食缶に入れて、それをトラックに積んで配送するというような流れになっております。

特に午前中の作業が一番集中するので大変な部分があります。昨年度も熱中症問題とかありまして、そのときには例えばネッククーラーですとか冷えピタですとか、そういったものを消耗品などで購入させていただいて、できるだけ調理員さんの体に負担がかからないようなかたちで進めさせていただいております。また来年度においても、そういった調理員さんの要望なり、労働環境を見ながら対応をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） ただいまの兼務のことなんですけれども、2、3ちょっと追加で伺いたいと思います。兼務ですから、その期間っていうのは忙しい期間だけに限定する、例えば短ければ1か月とか2か月とか、それぞればらばらになってるんですか、それとも年度途中からだけど1年になっているのか、期間ですね。

それともう一つ選任ですね、商工観光課と保健福祉課、両方兼務するっていうんですけれども、職員の選任の仕方というのはどういうふうにして兼務させることにしてるのか、その辺のところを伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 兼務の期間につきましては、特にこういうふうにしなければならないというルールはございません。適時兼務をし、兼務を解除するということは、状況を見ながら実施をさせていただきたいと思っておりますので、今のところいつ頃に兼務を解くというようなことを想定しておりません。仕事の進捗状況を見ながら、4月には人事もありますし、その辺も含めた内容を検討しながらと考えているところでございます。ですので、今のところ決めているものではございません。

それから選任の仕方ということでございますが、今回の新たな4つの事務、これまでの事務もそうですけれども、給付の面から見ると、例えば10万円給付するだけの事務のように見えますが、様々なルールのもとに細かく、例えばシステムの改修を委託しなければならないですとか、ルールをよくよく読み込んで間違わないようにしなければならないということ、こういうものを実施すると早急にやってくださいと言いながら、必ず会計検査は厳しいものがありますので、間違えられないということもあります。ですから、そういうことをきちっと自ら読み込んで自ら動いて、こういうものが実施できるというスキルを持った者、要するに若手ということではなくて、その辺のところの事務に熟練したものを配置する必要があるなという考えの中で、今回兼務をさせていただいているということでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） システム上の権限の関係なんですけども、兼務者に関してはどこへ行ってもそれぞれの課で一応権限を与えてまして、兼務者になった時点でそのシステムに対して権限を与えていくということですので、特に自責が別のところにあっても、権限さえあれば一応役場庁舎内では一応作業ができるという管理をしております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

#### ◎日程第7 議案第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、議案第1号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 先ほどのファイル002の続きのページでございます。45ページからになります。

日程第7、議案第1号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

議案第1号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,756万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億133万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、46ページの第1表 歳入歳出予算補正から48ページまでは記載のとおりです。

49ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出ですが、今回の補正額は合計1億1,756万4,000円です。財源内訳は国・道支出金が1億375万円、主に物価高騰に関する国補助、農業に関する道補助金でございます。その他15万円は寄付金です。一般財源は主に地方交付税で1,366万4,000円となります。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明いたします。54ページをお開き下さい。2款1項1目一

般管理費は全体で86万7,000円の補正で、今年1月1日に発生した能登半島地震で被災した地域への災害救援の費用です。被災に苦しむ能登半島の自治体を支援するため、防災専門官を含む職員2名を3月5日から15日までの10日間、石川県七尾市の救援のために派遣いたします。まず、3節時間外勤務手当19万6,000円、特別旅費が48万8,000円、消耗品費は支援物資等で5万円、燃料費は現地レンタカー燃料で1万9,000円、駐車場使用料は新千歳空港での駐車で1万4,000円、自動車借上料10万円は金沢と七尾市を往復する11日間のレンタカー費用です。

4目基金積立費15万円は、1月18日及び1月30日にいただいた寄付を積み立てます。

18目防災対策費、25節の令和5年度能登半島地震義援金100万円は能登半島地震の支援で、日赤を通じた義援金として支出を予定させていただいております。その下の令和5年度能登半島地震支援金100万円は、個別の被災地に対し必要に応じ支援するために補正させていただいております。

24目臨時特別給付金事業費は全体で6,812万2,000円で、令和5年11月2日閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、低所得者支援及び定額減税補足給付支援枠にかかる追加交付が決定しました。これに伴う各給付の給付金及び事務費を補正するものです。昨年、住民税非課税世帯に対し3万円の給付と12月補正では7万円の給付を補正し、非課税世帯には併せて10万円の給付を既に進めております。

今回の補正では、新たに次の4種類の給付事務を進めるための補正をいたします。1つ目は令和5年度均等割のみ課税世帯給付、2つ目は低所得者子ども加算給付、3つ目は令和6年度非課税・均等割のみ課税世帯給付、最後は定額減税調整給付でございます。最後の定額減税調整給付金は令和6年度に4万円の減税(住民税1万:所得税分3万)を行いますが、減税額が4万円に至らない場合に差額を給付するものです。これらの早期給付を進めるため今回補正を行い、状況に応じて予算を繰り越して執行する予定です。

まず、54ページ一番下の3節時間外勤務手当60万円は、これら4つの給付事務に係る時間外です。55ページ、10節消耗品27万円も4つの給付事務にかかる消耗品。その下、印刷製本費15万円は確認書郵送用封筒の印刷、通信運搬費76万円、口座振替手数料15万円、複写機使用料8万円、北海道自治体情報システム協議会負担金291万5,000円は給付を行うためのシステム変更の改修費です。給付金本体の臨時特別給付金6,320万円ですが、①均等割のみ課税世帯が1世帯10万円×155世帯で1,550万円、②低所得世帯子ども加算給付は、令和5年度非課税世帯で7万円の給付を受けた世帯及び均等割のみ課税世帯で、10万円の給付を受けた世帯等の18歳以下ひとりにつき5万円×150人分で750万円、③令和6年度非課税・均等割のみ課税世帯給付分、これは令和5年度は課税世帯等で、令和6年度に新たに非課税世帯又は均等割のみ課税世帯となる世帯への給付で、1世帯10万円×50世帯で500万円を用意します。④最後に定額減税調整給付(定額減税4万円(住民税1万:所得税分3万)が年税額より下回る納税者に不足分を給付するもの)が850世帯(扶養含め1,600人想定)で3,520万円の補正です。

続きまして56ページ、4款1項2目12節羊蹄山ろく地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託料756万7,000円、その下、一般廃棄物不燃・粗大ごみ処理業務委託料64万2,000円は、新型コロナウイルスが収束し観光客の急激な増加に伴う可燃ごみ発生量増加のために補正します。

57 ページ、6 款 1 項農業費、10 目 18 節の担い手確保・経営強化支援事業補助 3,562 万 8,000 円は、国の令和 5 年度補正予算で実施される担い手確保・経営強化支援事業について採択通知があったことから町が間接補助事業者となり、歳入歳出を同額補正するものです。この事業は融資を活用するなどして農業用機械・施設を導入する際の支援でございます。今回補助対象となるのは 3 経営体（3 法人）で、総事業費 7,838 万 4,000 円のうち 3,562 万 8,000 円が間接補助金として交付されます。

58 ページ、8 款 7 項 1 目住宅管理費、10 節修繕料 171 万円は、公営住宅・コーポ有島・特定公共賃貸住宅の維持管理修繕が多く発生し、今後も修繕の見込みがあり予算が不足するため補正するものでございます。

59 ページ、10 款 4 項高等学校費、4 目寄宿舎管理費は全体で 87 万 8,000 円。令和 6 年度入学者選抜募集の結果、40 名募集に対し 45 名の出願があり、多数の入寮希望がある見込みでございます。受入れにあたり、特に女子棟の収容人数が不足する可能性があるため、管理人室を生徒居室として再整備する費用を補正いたします。併せて浴室のシャワーが不調のため修繕費を補正します。10 節修繕料 6 万 4,000 円は浴室・シャワー室水栓取替。その下、手数料 8 万 8,000 円は管理人室クリーニング費用。ニセコ高校営繕工事 72 万 6,000 円は管理人室のクロス貼替え、カーペット貼り、換気扇取替などで 62 万 8,000 円、洗濯機用水栓設置工事で 8 万 9,000 円でございます。

60 ページから 61 ページは、今回の補正で職員時間外勤務手当を補正したことで給与費明細書が変更になっておりますので、添付しております。後ほどご覧ください。

続きまして、50 ページをお開きください。歳入でございます。今回の事業実施に際しては、まず 50 ページの普通交付税 1,366 万 4,000 円を活用いたします。これにより普通交付税は 1,916 万 4,000 円の残となります。

51 ページ、15 款 2 項 1 目 1 節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5,058 万 7,000 円の減額は歳入科目の変更により減額するものです。同額を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で併せて増額補正しています。その下、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1 億 1,870 万 9,000 円は、歳出でご説明しましたエネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を実施できるよう創設された重点支援地方交付金について歳出額と同額を補正するものです。

52 ページ、16 款 2 項 4 目 1 節農業費補助金の担い手確保経営強化支援事業補助金 3,562 万 8,000 円は、歳出でご説明しました農業 3 経営体の農業機械等導入に関する支援で、町が間接補助事業者となり歳入歳出を同額補正するものです。

53 ページ、18 款 1 項 2 目 1 節一般寄付 15 万円は 1 月 18 日及び 1 月 30 日にお受けした寄付を補正するものです。

最後に、今回の補正の詳細については、タブレットの 003 に収納しております補正予算資料 No.4 にまとめてございます。こちらも後ほどご参照ください。

議案第 1 号の説明は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

申し訳ございません、先ほどの 53 ページ、私のほうで間違えました。18 款 1 項 2 目 1 節、これ一

般寄附と申し上げましたが指定寄附金の誤りでございます。指定寄附金を2件いただいたということで、その寄附を補正したということでございます。失礼いたしました。以上です。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際議事の都合により、午前11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 59ページの寄宿舎管理費について伺いたと思います。先ほどいろいろご説明ありました。私も寄宿舎に、これはコロナ前ですけれども3回から4回ぐらい見学に行ったことがあります。その当時はまだ生徒数が少なかったもので、1人1室使ってるお部屋が多かったんですけれども、先ほどの説明では入学者数が40名に達しそうな感じですね、これはもう確定ですか。応募が45名もあって、そして女子のほうの部屋数が足りないので管理人室を寮部屋にするということでした。生徒さんが増えて、寮を利用される方がたくさん増えたことはすばらしいなと思ってるんですけれども、そこでちょっとお聞きしたいのは、当時私が見たときは管理人さんがおひとり常時いて、もう1人学校の先生がそこに寝泊まりしてたというか、宿直してたというふうに伺ったんですけれども、これからその管理人室を寮室にする営繕工事ということなんですけれども、生徒数が増えるとやはり管理する方の人数も2人3人になるのかなと思っています。管理人室を寮室に変えていくと、今後管理人さんの数とか部屋とかどうなるのかなということがちょっと気になってます。

それとですね、寮は町のほうで全部管理してるわけですか。例えばほかの高校だと管理会社に委託してる場所もあるようなんですね。ですからその辺のところは、ニセコ町は全く自前で管理人さんを雇って管理していらっしゃると思ってるんですけれども、今後どういうふうにするのかちょっとその辺りを説明いただけたらと思います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの斉藤議員の質問にお答えさせていただきます。まずニセコ高校希望ヶ丘寮の管理の状況ですけれども、現在管理人が居住をしております。この管理については施設管理ですとか食事の面を委託事業者に担っていただいております。委託事業者から派遣という形で住み込みで寮の中で対応していただいている状況です。

そのほかに舎監といまして、寮の生徒の面倒を見る舎監講師という職員が2名常駐をしております。この職員が夜間の対応をしております。また、そのほかに下校してから夜就寝までの間につきましては、高校の学校の先生が交代で生徒指導に入っております。こういった体制で寮の管理をしている状況です。今後については生徒が増えますけれども、同様に舎監等による宿直の体制は組

んでいきたいと考えているところがございます。それから下校から就寝までの間の生徒指導についても学校の教職員をもって対応していくほか、来年度については地域おこし協力隊の協力なども得ながら対応していきたいと考えてございます。

寮の管理についてニセコ町がどの程度行っているかというところですが、寮の一部業務については現在ニセコ町は委託で行ってございます。先ほども申し上げましたとおり、食事の面ですとか施設の管理面については委託で行っているほか、土曜・日曜日等の休日の管理についても警備会社に管理を委託しておりまして、警備員を派遣いただいて寮の運営を行っているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 私がちょっと気になっているのは、スペースが大丈夫かなということがあるんですけども。再度になりますけれども、管理人室を寮室に変えるので、今まで管理人さんがいた場所とかどういうふうに確保されるのか伺いたしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） 今回提案させていただいてる内容につきましては、管理人が居住しているスペースを生徒の寮室に改造する工事の予算でございます。このほかに高校には日直・宿直等が利用できるスペースがございますので、そこの部分を使って管理人さんが休憩をしたりですとか、一時休んだりという対応はとれると考えてございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 今の補足ですけれども、基本的に今入っている管理人の部屋は出ていただいて、そこを修繕します。そのほかに受付で仮眠をとったり、職員が必ず夜も1名は勤務する体制なので、それはきちんといたします。

ただ先ほど言っていた今後のつていうことになりますと、入試や合格発表は3月ですので具体的なことはお答えできませんけれども、今年のような状況で道外等から出願者が増えてくるとなりましたら、以前から検討課題にありましたように大きくしていくことは必要で、現在も検討中のところでございます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） すいません、ちょっと追加ですけれども、寮を利用する男女の割合というのは、前も女子が多かったように思うんですけども、やはり女子のほうが多い割合になってますか。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再々質問お答えいたします。現在の入寮の状況で申し上げますと、現在は男子生徒が11人、女子生徒が7人の利用ですので、男子生徒が多い状況です。令和6年度の状況につきましては、先ほど教育長からも答弁させていただいたとおり入試選抜を行っている状況ですので、確定した状況はまだ申し上げられない状況ですが、来年度についても男子生徒のほうが多くなるということで見込んでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 6番、小松議員。

○6 番（小松弘幸君） 今回の質問に関連するんですけれども、実際入寮できる収容人数は何名までを予定しているのかだけ確認したいと思います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの御質問にお答えいたします。現在の寮につきましては、男子棟のほうで最大 20 名、女子棟のほうで最大 12 名、合わせて 32 名入れる部屋数がございます。今回管理人室、ちょっと広い 2DK のような造りになっているものですから、ここに 4 名と考えておりました、最大 36 名程度収容できる寮になるということで予定してございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 他に質疑はありませんか。

高木議員。

○3 番（高木直良議員） 2 点質問いたします。1 つは給付金の関係なんですが、手続上のことでお聞きします。住民税非課税については町も情報把握ができてると思うんですが、最後にあった所得税減税に関連する給付に関連しては町が直接把握できないと思いますので、手続が必要なのか。給付金に関する本人申請が必要なものと、必ずしもそれがいない場合等あると思いますので、その種類について質問いたします。

それから 2 点目は、観光客の増加によるごみが増えているということなんですが、主な発生場所が分かりましたら教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 1 点目の定額減税し切れない方への給付についてでございますが、基本的にはまず課税をします。課税をした中で総額 4 万円を引くと、その 4 万円を引けなかったものに対しての給付ということですので、その方たちから改めてうちの担当が給付減税じゃなく、給付をするための申請をするということは今のところを考えるとございませぬ。ただ、いかんせんまだ国からも事務的に詳細な取扱い通知等が出ていないもので、この点については随時確認をしつつ、周知に努めていく必要があると思いますが、今のところ申請という手続はないととらえてございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 町民生活課長。

○町民生活課長（富永匡君） 高木議員の質問にお答えをいたします。主な増加の場所というか、特定できるかということなんですけれども、実際一般的に集中をしていますので、どこが増えたっていうのは具体的にはないんですが、1 点だけ直接搬入して別に収集している大型ホテルがあるんですけども、ヒルトンホテルなんですけど、その増加状況もかなりあるということと、うちの職員も何度か収集について行って現状を見てきています。今まで週に 3 回ほど直接取りに行ってるのところを、冬場は毎日ということで、毎日行ってももう満杯の状態なんで、主に増えているところっていうのは基本にはホテル等宿泊関係の部分が増えてるんじゃないかという想像しております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 他に質疑はありませんか。

篠原議員。

○9 番（篠原正男議員） 最初に 50 ページの災害支援の職員派遣についてお伺いします。2 名派遣予定ということでございますが、この派遣に至る経過についてどのような経過を踏んで派遣に至った

かについてご説明を頂きたい。さらに七尾市への派遣ということですが、派遣先でどのような業務を具体的にどのようにしようとしているのかというあたり、もし分かればお知らせをいただきたいと思います。

それから災害義援金なんです、まだ使途については決まってないという説明だったかと思いますが、この支出するにあたって具体的にどのようなことを想定されているのか、もし分かればお知らせをいただきたいと思います。

それから3点目ですけども、先ほど来話題となっております高校寄宿舎に関してであります。大変生徒募集に苦勞されて、また、生徒さんが集まれば集まったで、今度は居住に関して苦勞されているということで、その苦勞については本当に痛いほど分かるんですが、基本的な寄宿舎のありようについて教育委員会としてどのように考えられて、またどのように取り組まれようとしているのか、もし現時点で考えがあればお知らせいただきたいと思います。以上3点お願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 青田防災官。

○防災専門官（青田康二郎君） 篠原議員のご質問にお答えをいたします。まず2名の職員派遣について、1点目の派遣に至る経緯は、石川県では17条の災害救助法が適用されまして、全国の自治体を応援要請がされているところがございます。派遣にあたっては検討をいたしまして、まず2点あります。まず1点目は効率的には支援を行うこと、2点目は2次被害に遭わないこと、この2点を検討したところ、皆さんご承知のとおりテレビ等、ニュース等で言ってますけれども、能登半島の北部の珠洲市・輪島市・穴水町と非常に被害が大きいところですが、被災地では宿泊施設がなかなか確保できないと。まず支援にあたっての条件としては、金沢市内にホテルを宿泊施設を設け、そこから通所するということですが、北部までは大体片道3時間、1日6時間移動にかかってしまうということから、なかなか効率的な支援ができないだろうということで、先ほど2点を鑑みまして金沢市内から最短で行ける七尾市、ここまでは片道1時半で行けるということで、効率的な支援が可能であるということで、七尾市と協議をして派遣を予定するというところがございます。

あと派遣先での業務ですけれども、七尾市は人口4万8,000人、断水が5,500戸、住宅被害が約1万5,000戸、これは石川県内では最も被害が大きいところになります。それに続き珠洲市・輪島市の順で住家被害になります。現在七尾市の災害対応としては、罹災証明書の受付業務、罹災証明書発行前の現地調査、あるいは在宅避難所への物資の配布、その他は災害廃棄物置場の運営、避難場運営と日が経つにつれて日々刻々と内容が変わるということでございますので、現地に赴きまして七尾市のニーズにこたえられるような支援を柔軟にやっていきたいということで、支援内容の具体化は事後進めているという状況でございます。以上となります。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 義援金と支援金の関係でございますが、義援金については日赤を通じて100万円の寄附というかたちでさせていただいて、支援金の部分につきましては今申し上げた現地の状況も見てもらいながらということになりますが、10市7町の中で特にこういう支援が必要だということが今後明らかになってくる段階で、個々に対しては例えば5万円とか10万円とかというかたちで、前回の熊本のときも最終的には4町に対して支援を行ったということになっておりますが、今

回についてもその状況を鑑みた上で、今後支出の検討を確定させたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 篠原議員のご質問お答えしたいと思います。ニセコ高校寮の今後の見通しなんですけれども、一応今年は募集定員 40 に対して 45 名、12 名が道外からの募集があったということで、今後少子化が進む中では管内・地元からの生徒募集っていうのは限界があるということで、道外あるいは全道からニセコの特色ある高校づくりに対して希望を持って出願してきているという状況を考えると、当然受け入れるための寮は生徒募集のためには重要な要素になるということは、他の道内の高校でもそういう認識でございます。

また、ニセコ高校が国際教育やいろいろな特色を発信している中で、道外からの募集ということで地域未来留学を議員の皆様のご了解いただいて進めているところでございますけれども、学校をどういう学校にするかというイメージについて、寮の検討専門委員会や学校の魅力化検討委員会等の委員の皆様のご意見をいただいた中で進めていき得るということでございます。

6 年度については何とか寮の改修でやりくりできますけれども、今後同じようなかたちで 40 名程度満度に生徒が集まるようですと現在の寮では対応が難しくなるということで、具体的に新しい寮もしくは寮の増改築等をやらないと、受入れということでは十分な対応ができないという状況にはございます。現在、寮についても、その全体のコンセプトも含めて検討しているところでございます。寮の位置づけとしては、生徒募集にとっては非常に重要な位置づけであると考えております。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男議員） 3 点ご質問させていただきましたが、おおむね了解をいたしました。ただ、もう一度再確認をさせていただきたいのですが、まず七尾市に出向いての災害支援ですが、行ってみないとその状況をどう対応するかというのは分からないというようなことで、確かにそのとおりですが、この七尾市の窓口のあるところがいわゆる社会福祉協議会のボランティア対応の窓口なのか、それとも市役所の災害応援受入れ対応なのか、その辺再度確認をさせていただきたいと思います。

それから、支援金の支出については今後の状況を見ながらと説明がありました。ただその用途についても今後考えるとありますけれども、その使い道についてはあらかじめ定めておく必要が私はあるんじゃないかと。要するに自由に使えるということではなくて、要綱なりでこういう使い方をしますよというものがなければいけないのではないかなと考えるのですが、その点はいかがでしょうか。

最後に、寄宿舍についても重要だというのは以前から指摘されておりますし、また、同僚議員からも過去の質問の中にもあったとおりでありますけれども、では今後の姿をどうするのかと。学科転換したいと言っているけれども、学科転換をして生徒を募集するにあたっては、先ほどの説明の中にあつたように全国から集めなくちゃいけないと。当然、その生活環境を確保した上でいかなければならない。それは私は募集をする側としての責任だろうと思っています。であれば、その時間の進み方が遅いのではないかと思います。おそらくもうすでに検討はされているんでしょうけれども、なかなかその辺が見えてこないと議会としてもいろんな讃談にも時間を要する部分もあろうかと思っておりますから、その辺について再度の質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 青田防災官。

○防災専門官（青田康二郎君） 1件目のご質問についてお答えをいたします。職員派遣の受入窓口ですけれども、市役所内にあります秘書人事課のほうで担当いたしている状況でございます。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 支援金の使途という部分につきまして要綱の整理が必要ではないかということでございますが、必要に応じて要綱も整備することもあるかと思いますが、前回の九州のときもそうでしたけども、100万円の範囲で5万円もしくは10万円というようなかたちで必要に応じた支援をさせていただいているということで、支援金というものの範囲の中で執行部側、町長の確認の中で執行していきたいというところが今の枠組みでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 篠原議員の再質問にお答えしたいと思います。寮についてはこちらのほうで十分担保した上で受け入れるというのが本来ではございますけれども、今回予想外に多くの方にお願いいただいたということもございまして、実際に寮の規模をどのぐらいにするかという見通しも、今後のニセコ高校の在り方ともリンクしてくるところでございます。そういう中で、できるだけ早く検討を進めていきたいとは考えておりますけれども、土地の問題ですとか水の問題ですとか他の建物など、ニセコ町の場合その辺りもいろいろ同時進行で動いている状況の中で、そういった関連を調整する中で議員ご指摘のようにできるだけ早く、寮のそういう体制をつくっていききたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより、討論にはいります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。  
これにて令和6年第1回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (原本自署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (原本自署)